

吸収合併に係る事後開示書面

平成 29 年 10 月 2 日

東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏

当社は、平成 29 年 7 月 28 日付でクライム・ファクトリー株式会社（本店：東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号、以下「クライム・ファクトリー」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併存続会社、クライム・ファクトリーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いましたので、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

平成 29 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく、本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

クライム・ファクトリーは、当社の完全子会社であったため、反対株主からの株式買取請求について該当がありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

会社法第 787 条の規定に基づく、新株予約権者からの新株予約権買取請求はありませんでした。

(4) 債権者の異議

会社法第 789 条の規定に基づく公告を行いました。異議申述期限までに本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本吸収合併をやめることの請求がございましたが、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に定める数には満たないため、株主総会の決議が必要な場合には該当いたしません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併であるため、反対株主からの株式買取請求について該当がありませんでした。

(3) 債権者の異議

会社法第 799 条の規定に基づく公告を行いました。異議申述期限までに本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併承継会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、平成 29 年 10 月 1 日をもって、吸収合併契約書に従いクライム・ファクトリーの権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

平成 29 年 10 月 2 日以降速やかに登記を行います。

7. 前 1. 乃至 6. のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

平成 29 年 8 月 15 日

クライム・ファクトリー株式会社
代表取締役 馬淵 浩幸

当社は、平成 29 年 7 月 28 日付で株式会社エムティーアイとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として、株式会社エムティーアイを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおり、平成 29 年 7 月 28 日付で、吸収合併契約を締結しました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は株式会社エムティーアイの完全子会社であり発行済株式全部を株式会社エムティーアイが所有しているため、本吸収合併に際しては株式の発行および金銭等の対価の交付を行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は、第 2 回新株予約権および第 3 回新株予約権を発行しておりますが、別紙 1 の合併契約書記載のとおり、当該各新株予約権は合併の効力発生により消滅いたします。また、株式会社エムティーアイは当該各新株予約権者に対してその新株予約権に代わる金銭その他の対価を交付いたしません。

5. 計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社である株式会社エムティーアイの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりであります。

株式会社エムティーアイについては、重要な後発事象は生じておりません。

なお、当社は、平成 29 年 7 月 27 日付で募集株式数 3,500 株、払込金額 210,000,000 円とする第三者割当による募集株式の発行を行いました。

さらに、当社は、平成 29 年 9 月 19 日（予定）付で、資本金の額 105,000,000 円を減少し、また、資本準備金の額 450,000,000 円を減少して、それぞれその他資本剰余金に計上した上で、同日（予定）をもってその他資本剰余金の額 294,500,071 円を減少させて、繰越利益剰余金に計上いたします。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併存続会社である株式会社エムティーアイ（平成 28 年 9 月 30 日現在）および当社（平成 28 年 9 月 30 日現在）の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
吸収合併存続会社	24,274 百万円	6,701 百万円	17,573 百万円
当社	542 百万円	71 百万円	470 百万円

本吸収合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

7. 備置開始日後吸収合併効力発生日までの間の変更に関する事項

会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条各号で定める事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を遅滞なく記載し、または記録した書面を備え置きます。

以 上

吸収合併契約書

株式会社エムティーアイ（以下「甲」という。）及びクライム・ファクトリー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社エムティーアイ

住所：東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：クライム・ファクトリー株式会社

住所：東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号

第3条（本吸収合併に際して交付する対価並びに資本金及び準備金等）

甲が乙の発行済株式の全部を保有しているため、本吸収合併に際して乙の株主に対してその株式に代わる甲の株式その他の対価を交付せず、また、甲は資本金及び準備金の額を増加しない。

第4条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成 29 年 10 月 1 日とする。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（合併承認株主総会等）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会による承認を得ずに本吸収合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、株主総会による承認を得ずに本吸収合併を行う。
3. 甲及び乙は、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、本条の規定につきこれを変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日前日現在における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第7条（吸収合併消滅会社の新株予約権）

乙の発行する第2回新株予約権及び第3回新株予約権は、本吸収合併の効力発生により消滅するものとし、甲は、乙の発行する各新株予約権の新株予約権者に対して、その各新株予約権に代わる甲の金銭その他の対価を交付しない。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行する。

第9条（合併条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、その効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成29年7月28日

甲 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
クライム・ファクトリー株式会社
代表取締役 馬淵 浩幸

(添付書類)

事業報告

(自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

平成28年2月に実質0円端末が廃止される前は、携帯キャリアのキャッシュバック・キャンペーンによりスマートフォン端末の販売台数は一時的に伸びましたが、その廃止以降は同端末の販売台数は伸び悩み、低調に推移しました。

そのような環境のもと、全国の携帯ショップを中心に顧客単価（ARPU）の高い自社コンテンツのスマートフォン有料会員獲得に注力しましたが、第2四半期以降、有料会員獲得が振るわなかったことにより平成28年9月末の同有料会員数は569万人（平成27年9月末比31万人減）となり、有料会員数合計は722万人（同72万人減）となりました。

前期と比べて有料会員数合計は減少している一方、動画配信の品揃えが強化された『music.jp』を中心にスマートフォン有料会員のARPUの上昇傾向が続いていることから、売上高は32,844百万円（前期比1.8%減）、売上総利益は27,490百万円（同1.9%減）と微減にとどまりました。

営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、有料会員獲得が振るわなかったことに伴い広告宣伝費が前期と比べて大幅に減少したことを主因に販売費及び一般管理費が減少したことから、それぞれ5,355百万円（同26.1%増）、5,310百万円（同28.2%増）、3,317百万円（同27.2%増）となり、過去最高益を更新しました。

(2) 対処すべき課題

① マーケティング力の強化

携帯端末の進化やモバイル・コンテンツの利用世代の拡大により、お客様のニーズも常に変化し、多様化しています。このような動きを的確に捉え、顧客満足度の高いコンテンツを提供する上で、マーケティング力を高め続ける体制の構築が重要であると認識しています。このため、当社ではマーケティング部門の組織体制の強化を推進するとともに、専門的スキルを持った人材の強化と社内研修体制の充実による人材の教育・育成を促進することを通じて、当社の強みである「マーケティング力」のさらなる強化を図っています。

② 品質管理力の強化

お客様に継続的にモバイル・コンテンツをご利用いただくためには、マーケティングリサーチから汲み取ったお客様のニーズを実際のサイトに反映することはもちろん、ご満足いただける品質と品揃えで提供することが求められ、高い品質管理体制の構築が重要であると認識しています。

このため、当社のコンテンツ素材の制作現場では、すべての制作工程について手順と品質基準を明確に

し、その管理を徹底するとともに、人材の教育・育成、PDCA活動による継続的改善を行いながら、高品質なコンテンツ素材を効率的に制作する体制の構築を追求しています。

③ 開発力の強化

携帯端末の高機能化、通信インフラの高速化・大容量化により、モバイル・コンテンツはさらに付加価値の高いサービスの提供が可能になると考えられます。将来にわたりお客様から支持されるには、質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しています。

このため、技術環境の変化に迅速かつ機動的に対応できる開発手法を推進するとともに、スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、開発要員の技術レベルの底上げを図ります。また、オフショア開発の促進を図り、品質が高く効率的な開発体制の構築を推進しています。

④ デザイン力の強化

スマートフォン向けサービスでは、コンテンツの操作性の充実やより高度な表現がさらに可能になると考えられます。お客様が利用されるサービスを選択する際に非常に重要なポイントとなり、質の高いデザインを提供する体制の構築が重要であると認識しています。

このため、ユーザーインターフェースの研究およびお客様に好まれるデザインの研究を推進するとともに、スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、より高品質なデザインを提供できる体制の構築を推進しています。

⑤ 営業力の強化

月額課金のスマートフォン有料会員の獲得を行う上で、携帯端末の主要販売チャネルである全国の携帯ショップ経由での獲得方法が最も効果的な方法であるため、当社および当社が取り扱う他社のコンテンツを販売促進する携帯ショップの開拓が重要であると認識しています。

このため、首都圏以外の携帯ショップ数の多い大都市に営業拠点を設置するとともに、営業スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、全国の携帯ショップをよりきめ細かくサポートできる体制の構築を推進しています。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

平成28年6月7日の当社取締役会決議に基づき、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行い、876,300千円の資金調達を行いました。

区 分	処分株式数	処分価額	調達資金	処分期日
自己株式の処分	1,150,000株	1株につき762円	876,300千円	平成28年6月23日

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成27年11月30日に、株式会社ステージンおよび株式会社スマートメドの株式を取得して関連会社としました。

平成28年9月16日に、MYTRAX VIETNAM Co.,Ltdを新規設立し、子会社としました。

(5) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は1,817百万円であり、主な内容はソフトウェアで1,754百万円となっています。

(6) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 18 期	第 19 期	第 20 期	第 21 期
売 上 高	30,160,974	30,985,078	33,461,440	32,844,230
経 常 利 益	1,119,801	2,519,431	4,144,266	5,310,961
親会社株主に帰属する当期純利益	516,617	1,337,838	2,607,431	3,317,734
1株当たり当期純利益(円)	40.99	53.26	48.52	59.54
総 資 産	15,646,685	16,768,363	24,738,244	25,154,188
純 資 産	8,869,010	9,722,770	16,591,180	17,852,951
1株当たり純資産額(円)	669.30	368.99	281.48	311.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。
2. 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
3. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
4. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。

(7) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、コンテンツ配信事業を事業内容としています。

(9) 主要な事業所

本 社 : 東京都新宿区

(10) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	512名	13名減
女 性	274名	4名増
合 計	786名	9名減

(注) 1. 従業員数には臨時従業員は含まれていません。
2. 当期中における臨時従業員の平均雇用人数は51名です。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 179,040,000株
 ② 発行済株式の総数 60,549,200株 (自己株式4,925,228株を含む)
 ③ 株主数 5,281名 (前期末比519名減少)
 ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
前多俊宏	11,856,400株	21.32%
株式会社 ケイ・エム・シー	10,096,000株	18.15%
株式会社 光通信	5,774,700株	10.38%
株式会社 インフォサービス	3,753,800株	6.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,266,500株	2.28%
株式会社 メディパルホールディングス	1,150,000株	2.07%
株式会社 昭文社	672,000株	1.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	550,900株	0.99%
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN	548,400株	0.99%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	517,967株	0.93%

(注) 持株比率は、自己株式4,925,228株を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- イ. 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能にするため、会社法第165条第2項および定款第9条の定めにより、平成28年1月29日および平成28年2月18日の当社取締役会決議に基づき、平成28年2月2日から3月31日の間、市場取引により、2,814,300株の自己株式を総額1,955,144,700円で取得しました。
- ロ. 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が322,400株、資本金および資本準備金がそれぞれ64,197,226円増加しています。
- ハ. 当社は、平成28年6月7日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議し、平成28年6月23日に処分しました。
- ・ 処分株式数 普通株式 1,150,000株
 - ・ 処分価額 1株につき762円
 - ・ 処分価額の総額 876,300千円

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当期末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

第15回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	3名
新株予約権の数	154個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	61,600株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	462円	
新株予約権の行使期間	平成25年3月1日から	
	平成28年9月30日まで	

第16回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	2名
新株予約権の数	106個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	42,400株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	267円	
新株予約権の行使期間	平成26年3月1日から	
	平成29年9月30日まで	

第17回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	4名
新株予約権の数	468個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	187,200株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	253円	
新株予約権の行使期間	平成27年3月1日から	
	平成30年9月30日まで	

第18回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	351個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	140,400株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	455円	
新株予約権の行使期間	平成28年3月1日から	
	平成31年9月30日まで	

第19回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	570個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	57,000株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	859円	
新株予約権の行使期間	平成29年6月1日から	
	平成32年9月30日まで	

第20回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	1,177個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	117,700株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	699円	
新株予約権の行使期間	平成30年3月1日から	
	平成33年9月30日まで	

(注) 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割、また平成26年4月1日付および平成27年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っているため、各回の目的となる株式の数および行使価額は調整され、上記のとおりとなっています。

② 当期中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

第20回新株予約権

- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 699円
- ・新株予約権の行使期間 平成30年3月1日から
平成33年9月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

・当社使用人等への交付状況

付与対象者	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
当社の使用人	2,180個	普通株式 218,000株	119名

第21回新株予約権

- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 782円
- ・新株予約権の行使期間 平成30年4月1日から
平成33年9月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

・ 当社使用人等への交付状況

付与対象者	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
子会社の役員および使用人	238個	普通株式 23,800株	14名

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 多 俊 宏	
取締役副社長	泉 博 史	ライフ事業本部長 デジタルコンテンツ事業本部長 ソリューション事業部担当
専務取締役	清 水 義 博	ヘルスケア事業本部長
常務取締役	大 沢 克 徳	コーポレート・サポート本部長
取 締 役	松 本 博	ピットスルー事業部・IR室・事業アライアンス担当
社 外 取 締 役	小名木 正 也	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役 あおぞら信託銀行株式会社 代表取締役会長
社 外 取 締 役	周 牧 之	東京経済大学 経済学部 教授 対外経済貿易大学 客員教授
社 外 取 締 役	山 本 晶	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授
常勤監査役 (社外監査役)	箕 浦 勤	公認会計士箕浦勤事務所 所長
社 外 監 査 役	中 村 好 伸	中村好伸法律事務所 所長
社 外 監 査 役	崎 島 一 彦	
社 外 監 査 役	大 矢 和 子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外取締役 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

- (注) 1. 小名木正也氏、周牧之氏および山本晶氏は、社外取締役であり、当社は東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
2. 箕浦勤氏、中村好伸氏、崎島一彦氏および大矢和子氏は、社外監査役であり、当社は東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 社外取締役周牧之氏および山本晶氏は、平成27年12月23日開催の第20期定時株主総会において新たに選任され、就任しています。
4. 平成27年12月23日開催の第20期定時株主総会終結時をもって任期満了により取締役副社長種野晴夫氏および専務取締役高橋次男氏が退任しました。
5. 常勤監査役(社外監査役)箕浦勤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 平成28年11月1日をもって、次のとおり取締役の担当の異動がありました。

地 位	氏 名	新	旧
取 締 役	松 本 博	IR室・事業アライアンス担当	ピットスルー事業部・ IR室・事業アライアンス担当

② 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 人 員	支 払 額
取 締 役 の 報 酬 等 (うち社外取締役)	10名 (3名)	218,663 (25,349)
監 査 役 の 報 酬 等 (うち社外監査役)	4名 (4名)	38,580 (38,580)

- (注) 1. 取締役に対する報酬限度額は、平成27年12月23日開催の定時株主総会における決議により年額600,000千円(うち社外取締役分年額60,000千円以内)、監査役に対する報酬限度額は、平成10年12月28日開催の定時株主総会における決議により年額50,000千円と定められています。なお、当期における各取締役に対する報酬額は、年額5,087千円から46,682千円、各監査役に対する報酬額は、年額5,250千円から19,650千円となっています。
2. 平成27年12月23日開催の定時株主総会において、当該取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額100,000千円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しています。なお、上記支払額には、平成25年2月6日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権、平成26年2月5日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権および平成27年5月1日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権の当期費用計上額(26,484千円)が含まれています。
3. 上記支払額には、当事業年度にかかる役員賞与の支払いに対する引当金繰入額(社外取締役を除く取締役44,450千円)が含まれています。

③ 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めています。

イ. 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、基本報酬、基本外報酬、ストックオプションで構成しています。基本報酬およびストックオプションは、各取締役の職位・役割に応じて決定し、基本報酬の一定割合は、担当部門の業績および個人の業績評価等に基づいて変動します。基本外報酬は、経営環境・当事業年度の当社業績に基づいて決定しています。

なお、社外取締役については、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。

ロ. 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
小名木 正也	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役 あおぞら信託銀行株式会社 代表取締役会長	特別の関係はありません。
周 牧之	東京経済大学 経済学部 教授 对外経済貿易大学 客員教授	特別の関係はありません。
山本 晶	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授	特別の関係はありません。
箕浦 勤	公認会計士箕浦勤事務所 所長	特別の関係はありません。
中村 好伸	中村好伸法律事務所 所長	特別の関係はありません。
大矢 和子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外取締役 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会 (16回開催)		監査役会(14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
小名木 正也	15回	93.8%	—	—
周 牧之	13回	100.0%	—	—
山本 晶	12回	92.4%	—	—
箕浦 勤	16回	100.0%	14回	100.0%
中村 好伸	16回	100.0%	14回	100.0%
崎島 一彦	16回	100.0%	14回	100.0%
大矢 和子	14回	87.5%	13回	92.9%

(注) 1. 社外取締役周牧之氏および山本晶氏は、平成27年12月23日開催の第20期定時株主総会において選任されており、同株主総会後の取締役会の開催回数は13回です。

2. 書面決議による取締役会の回数は除いています。

氏名	発言状況
小名木 正也	当事業年度開催の取締役会において、経営に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
周 牧之	当事業年度開催の取締役会において、研究分野の専門的知見に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
山本 晶	当事業年度開催の取締役会において、研究分野の専門的知見に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
箕浦 勤	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、財務および会計に関する専門的知見から発言を行っています。
中村 好伸	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、法務に関する専門的知見から発言を行っています。
崎島 一彦	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般および人材育成に関する専門的知見から発言を行っています。
大矢 和子	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般および人材育成に関する専門的知見から発言を行っています。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を、社外取締役および社外監査役と締結しています。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人に支払うべき報酬等の額は次のとおりです。

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	38,500
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	38,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

- ⑤ 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

3. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 職務執行の基本方針

当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は、「法令・社会倫理規範の遵守（以下、「法令等の遵守」という。）」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを推進します。

この基本方針のもと、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備していきます。

(2) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守を基本方針とし、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する取り組みを推進しています。

また、代表取締役社長所管の内部監査室では、業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査活動ならびに財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施しています。内部監査室は、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会ならびに被監査部門へ報告する体制になっています。

なお、コンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス委員会が中心となり、当社グループの各部門との連携により推進しています。

法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行うためのコンプライアンス・ヘルプライン窓口を設置しています。当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、レポーティングラインまたはコンプライアンス・ヘルプライン窓口経由でコンプライアンス委員会および監査役会に報告する体制を採用しています。そして、報告された内容の重大性に応じて、コンプライアンス委員会または取締役会が当社グループの各部門と連携し再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する仕組みとなっています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制になっています。

文書等の管理については、文書管理および情報セキュリティに関する規程ならびに関連する諸規則等に基づき、実施される体制となっています。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクは、当社の各部門および当社の子会社の権限の範囲内にてリスク分析・対応策の検討を行っています。特に重要な案件や各部門および子会社の権限を超えるものについては、当社の経営会議または取締役会で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施しています。

さらに、職務執行ならびに財務報告の信頼性に係るリスク管理およびその対応については内部監査室が監査し、内部監査室は当該結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役に報告する体制となっています。その他の全社的なリスク管理およびその対応についてはコンプライアンス委員会が取組事項を検討および推進し、当該活動状況を取締役に報告する体制となっています。

また、個別の案件それぞれの評価を行い、これに対応した当社グループ全体の管理を実行していくため、リスク管理体制に関連する規程を制定し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制の整備・強化を行っています。

なお、情報セキュリティの確保・維持のために、情報資産の利用と保護に関する規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの経営活動に寄与すべく情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画および各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し、実行しています。

また、効率的な職務執行を推進するため、各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にした上で、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討し、実行しています。

さらに、当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。あわせて、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を月に2～3回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行い、その協議に基づいて代表取締役社長が意思決定を行っています。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める関係会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行っています。

当社経営会議には当社の主要子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行っています。また、当社の子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しています。今後も引き続き、当社の子会社の経営管理に関する指針の文書化を進め、当社の子会社の管理体制の整備を行っていきます。

また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、コンプライアンス委員会および当社グループの各部門との情報交換を定期的を実施していきます。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として、監査補助を行うための監査役付の使用人を配置するとともに、監査役会事務局を設置しています。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付の使用人の人事異動および考課については、事前に監査役会に報告し、了承を得ています。

(9) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役付の使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底しています。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいはコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する体制とし、使用人がこれらの事実を発見した場合も同様とします。

また、監査役のうち半数以上を社外監査役とし、そのうち1名以上を常勤監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。

(11) 監査役への報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知しています。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく予算を確保するものとし、監査役が費用の前払または償還等の請求をしたときには、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、当社がこれを負担しています。

(13) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長および新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、当社の各部門および当社の子会社の重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は当社の各部門の長および当社の子会社の取締役、監査役および使用人からの個別ヒアリングを定期的に行うとともに、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っています。

(14) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っています。

(15) 反社会的勢力への対応

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。

公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、および特防連が主催する研修会等への参加により、最新情報の収集を行っています。

また、総務部と法務室に不当要求防止責任者をそれぞれ設置しており、不当要求等が生じた場合は、法務室を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じていきます。

(注) 平成27年5月21日開催の取締役会において決議したものです。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス関連規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの各部門との連携によりコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の策定、再発防止の周知徹底を行っています。

内部監査室では、業務監査活動および財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施し、当該活動状況を代表取締役社長、取締役会、監査役会および被監査部門へ報告しています。

また、入社時研修のほか、コンプライアンス等に関連する社内研修および外部講師を招いたセミナーの開催など、継続的な教育を実施しています。

② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理に関連する規程に基づき、コンプライアンス委員会が各部門および子会社と連携し、リスク管理体制の整備・強化を行っています。重要案件は、経営会議または取締役会で審議・意思決定を行うとともに、継続的なモニタリングを実施しています。

リスク管理状況については内部監査室が監査し、当該結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に報告しています。

また、情報資産の利用と保護に関する規程に基づき、情報セキュリティ委員会が情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。

③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、中期経営計画および各年度予算を策定し、業務分掌・職務権限に関する規程において各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にし、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討・実行しています。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行うとともに、効率的な職務執行が行われるよう、経営会議を月に2～3回開催し、年度予算に対する業務執行状況、事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関わる十分な協議を行っています。

④ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理を行っています。各子会社における職務権限に関する規程に定める事項については、当社に事前協議を求めるとともに、当社経営会議に主要子会社の社長を定期的に参加させるなど、経営状況のモニタリングを行っています。

また、子会社の管理機能を当社の管理部門に集約するとともに、当社の内部監査室による業務監査により、牽制機能の強化を図っています。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会および経営会議その他の重要会議への出席を通じて、必要に応じ意見を述べ、報告を受けるとともに、職務執行に関する稟議書等の重要文書を閲覧し、取締役および各部門長に説明を求めるなど、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行っています。

また、代表取締役社長、新日本有限責任監査法人、内部監査室、各部門長、子会社の取締役および監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

⑥ 反社会的勢力への対応

当社グループは、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、最新情報の収集を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し、不当要求等が生じた場合は、法務室を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じる体制を整えています。

連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) (平成27年9月30日現在)	当年度 (平成28年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(資産の部)			
流 動 資 産	20,211,420	20,051,644	△159,775
現金及び預金	11,608,562	12,613,012	1,004,450
受取手形及び売掛金	6,885,765	6,163,789	△721,975
前払費用	101,422	395,840	294,418
未収入金	349,083	396,234	47,151
未収還付法人税等	841,190	84,672	△756,518
繰延税金資産	-	4,480	4,480
その他の貸倒引当金	358,149	316,742	△41,406
	138,341	141,967	3,625
	△71,095	△65,095	5,999
固 定 資 産	4,526,824	5,102,543	575,719
有形固定資産	146,488	179,023	32,534
建物附属設備	331,197	327,800	△3,397
減価償却累計額	△239,325	△251,900	△12,574
工具、器具及び備品	303,237	357,048	53,810
減価償却累計額	△248,620	△253,924	△5,304
無形固定資産	2,277,251	2,504,185	226,933
ソフトウェア	2,254,746	2,462,449	207,702
のれん	336	14,898	14,561
その他の	22,168	26,837	4,668
投資その他の資産	2,103,083	2,419,334	316,251
投資有価証券	796,241	1,054,687	258,445
敷金及び保証金	501,636	494,963	△6,673
繰延税金資産	792,649	853,155	60,505
その他の	30,145	34,048	3,903
貸倒引当金	△17,589	△17,519	69
資 産 合 計	24,738,244	25,154,188	415,943

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) (平成27年9月30日現在)	当年度 (平成28年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(負債の部)			
流 動 負 債	7,193,715	6,148,824	△1,044,891
買 掛 金	1,179,484	1,177,351	△2,133
1年内返済予定の長期借入金	518,679	—	△518,679
未 払 金	2,571,997	2,290,594	△281,402
未 払 費 用	448,157	470,641	22,484
未 払 法 人 税 等	1,354,619	1,343,684	△10,935
未 払 消 費 税 等	368,952	289,047	△79,905
コ イ ン 等 引 当 金	234,836	188,361	△46,475
役 員 賞 与 引 当 金	29,673	50,824	21,151
そ の 他	487,313	338,318	△148,994
固 定 負 債	953,349	1,152,413	199,063
長 期 借 入 金	79,925	—	△79,925
退 職 給 付 に 係 る 負 債	832,740	1,099,402	266,661
負 の の れ ん	40,541	31,423	△9,117
そ の 他	141	21,587	21,446
負 債 合 計	8,147,064	7,301,237	△845,827
(純資産の部)			
株 主 資 本	16,022,029	17,425,392	1,403,362
資 本 金	4,947,984	5,012,181	64,197
資 本 剰 余 金	5,469,051	5,834,419	365,367
利 益 剰 余 金	6,300,484	8,727,679	2,427,194
自 己 株 式	△695,491	△2,148,888	△1,453,396
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	12,884	△119,227	△132,112
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	83,691	65,027	△18,663
為 替 換 算 調 整 勘 定	△7,837	△42,706	△34,869
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△62,969	△141,548	△78,579
新 株 予 約 権	127,100	132,236	5,135
非 支 配 株 主 持 分	429,165	414,550	△14,615
純 資 産 合 計	16,591,180	17,852,951	1,261,771
負 債 純 資 産 合 計	24,738,244	25,154,188	415,943

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：千円)

	前年度 (ご参考)	当年度	増減 (ご参考)
	平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	平成27年10月1日から平成28年9月30日まで	
売上高	33,461,440	32,844,230	△617,210
売上原価	5,439,149	5,353,409	△85,740
売上総利益	28,022,291	27,490,821	△531,470
販売費及び一般管理費	23,776,605	22,135,122	△1,641,482
営業利益	4,245,685	5,355,698	1,110,012
営業外収益			
受取利息	257	187	△70
受取配当金	6,060	6,206	145
負ののれん償却額	9,117	9,117	-
受取補償金	12,118	-	△12,118
補助金収入	8,983	1,377	△7,606
その他	19,718	8,772	△10,945
営業外収益合計	56,255	25,661	△30,593
営業外費用			
支払利息	4,689	2,178	△2,510
持分法による投資損失	95,780	44,873	△50,906
株式交付費	24,815	2,240	△22,575
為替差損	8,477	11,245	2,767
その他	23,912	9,860	△14,051
営業外費用合計	157,674	70,398	△87,276
経常利益	4,144,266	5,310,961	1,166,695

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

	前年度 (ご参考) 平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	当年度 平成27年10月1日から平成28年9月30日まで	増 減 (ご参考)
特別利益			
段階取得に係る差益	33,509	—	△33,509
固定資産売却益	15,011	4,592	△10,418
投資有価証券売却益	734,287	—	△734,287
関係会社株式売却益	7,106	—	△7,106
新株予約権戻入益	17,705	20,230	2,525
特別利益合計	807,621	24,823	△782,797
特別損失			
固定資産売却損	5,183	—	△5,183
減損損失	142,579	—	△142,579
固定資産除却損	74,287	37,440	△36,847
投資有価証券評価損	39,999	100,000	60,000
のれん償却額	227,551	—	△227,551
和解金	15,147	—	△15,147
特別損失合計	504,750	137,440	△367,310
税金等調整前当期純利益	4,447,136	5,198,344	751,208
法人税、住民税及び事業税	1,673,359	1,931,402	258,042
法人税等調整額	78,974	22,728	△56,246
法人税等合計	1,752,334	1,954,130	201,795
当期純利益	2,694,801	3,244,214	549,412
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	87,370	△73,520	△160,890
親会社株主に帰属する当期純利益	2,607,431	3,317,734	710,303

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) (平成27年9月30日現在)	当年度 (平成28年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(資産の部)			
流 動 資 産	18,305,423	17,957,850	△347,573
現金及び預金	10,160,400	10,942,245	781,844
売掛金	6,615,782	5,873,200	△742,582
商品	22,353	16,235	△6,117
前払費用	12,272	4,949	△7,322
前払費用	28,950	352,419	323,468
未収入金	307,052	367,491	60,438
繰延税金資産	827,652	76,874	△750,778
その他	345,932	309,844	△36,087
貸倒引当金	49,968	71,537	21,569
	△64,942	△56,948	7,994
固 定 資 産	4,950,752	6,316,567	1,365,815
有形固定資産	107,683	153,549	45,866
建物附属設備	310,666	310,666	-
減価償却累計額	△229,941	△243,439	△13,497
工具、器具及び備品	179,488	256,772	77,284
減価償却累計額	△152,530	△170,450	△17,920
無形固定資産	2,083,865	2,163,502	79,637
特許権	611	5,702	5,090
商標権	17,305	16,497	△807
ソフトウェア	2,064,099	2,139,454	75,354
その他	1,849	1,849	-
投資その他の資産	2,759,202	3,999,514	1,240,311
投資有価証券	472,908	571,506	98,597
関係会社株	957,344	1,616,161	658,817
長期貸付金	-	500,000	500,000
従業員に対する長期貸付金	351	452	101
長期前払費用	9,660	6,203	△3,456
敷金及び保証金	477,648	469,928	△7,720
繰延税金資産	760,619	786,318	25,698
その他	98,177	66,462	△31,714
貸倒引当金	△17,507	△17,519	△12
資 産 合 計	23,256,175	24,274,418	1,018,242

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

科 目		前年度 (ご参考) (平成27年9月30日現在)	当年度 (平成28年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(負債の部)				
流 動 負 債		6,750,888	5,784,586	△966,302
買掛金		938,172	921,945	△16,226
1年内返済予定の長期借入金		500,000	—	△500,000
未払金		2,548,848	2,318,919	△229,928
未払費用		416,332	439,168	22,835
未払法人税等		1,311,022	1,317,439	6,416
未払消費税		337,159	266,093	△71,066
前受金		347,685	213,028	△134,657
預り金		79,472	62,456	△17,015
引当金		234,836	188,361	△46,475
役員賞与引当金		28,443	44,450	16,006
その他引当金		8,914	12,722	3,808
固 定 負 債		739,737	916,794	177,057
退職給付引当金		739,595	895,206	155,610
その他引当金		141	21,587	21,446
負 債 合 計		7,490,626	6,701,380	△789,245
(純資産の部)				
株 主 資 本		15,554,686	17,372,252	1,817,566
資本金		4,947,984	5,012,181	64,197
資本剰余金		4,758,295	5,197,045	438,749
資本準備金		4,753,053	4,817,250	64,197
その他資本剰余金		5,242	379,794	374,552
利益剰余金		6,543,897	9,311,913	2,768,016
利益準備金		7,462	7,462	—
その他利益剰余金		6,536,434	9,304,451	2,768,016
繰越利益剰余金		6,536,434	9,304,451	2,768,016
自己株式		△695,491	△2,148,888	△1,453,396
評価・換算差額等		83,762	68,682	△15,080
その他有価証券評価差額金		83,762	68,682	△15,080
新株予約権		127,100	132,103	5,002
純 資 産 合 計		15,765,549	17,573,037	1,807,487
負 債 純 資 産 合 計		23,256,175	24,274,418	1,018,242

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：千円)

	前年度 (ご参考) 平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	当年度 平成27年10月1日から平成28年9月30日まで	増減 (ご参考)
売上高	31,297,953	30,915,227	△382,726
売上原価	4,243,618	4,195,682	△47,936
売上総利益	27,054,334	26,719,544	△334,790
販売費及び一般管理費	22,928,352	20,842,724	△2,085,627
営業利益	4,125,982	5,876,819	1,750,837
営業外収益			
受取利息及び配当金	6,657	8,723	2,065
その他	24,951	7,841	△17,110
営業外収益合計	31,609	16,564	△15,044
営業外費用			
支払利息	3,889	1,208	△2,680
その他	42,033	18,839	△23,193
営業外費用合計	45,922	20,047	△25,874
経常利益	4,111,669	5,873,337	1,761,667

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

	前年度 (ご参考) 平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	当年度 平成27年10月1日から平成28年9月30日まで	増減 (ご参考)
特別利益			
抱合せ株式消滅差益	3,130	—	△3,130
固定資産売却益	—	4,592	4,592
投資有価証券売却益	734,287	—	△734,287
子会社清算益	3,166	—	△3,166
新株予約権戻入益	17,705	20,230	2,525
特別利益合計	758,290	24,823	△733,466
特別損失			
固定資産売却損	5,183	—	△5,183
減損損失	120,377	—	△120,377
固定資産除却損	58,025	32,170	△25,854
投資有価証券評価損	39,999	100,000	60,000
関係会社株式評価損	441,526	194,682	△246,843
特別損失合計	665,113	326,853	△338,260
税引前当期純利益	4,204,846	5,571,307	1,366,461
法人税、住民税及び事業税	1,621,593	1,892,953	271,359
法人税等調整額	83,695	19,798	△63,897
法人税等合計	1,705,289	1,912,751	207,462
当期純利益	2,499,556	3,658,555	1,158,999

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月15日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田代清和	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大屋浩孝	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年10月31日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年11月15日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田代 清和 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩孝 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年10月31日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成28年11月16日

株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会
 監査役(常勤) 箕 浦 勤 ㊟
 監査役 中 村 好 伸 ㊟
 監査役 崎 島 一 彦 ㊟
 監査役 大 矢 和 子 ㊟

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び会計監査人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 当社監査役箕浦勤、中村好伸、崎島一彦及び大矢和子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上